

○札幌市旅館業法施行細則

〔昭和 47 年 3 月 31 日〕
札幌市規則第 70 号

改正 昭和 48 年 8 月規則第 59 号 昭和 51 年 3 月規則第 39 号
昭和 58 年 5 月規則第 27 号 昭和 60 年 3 月規則第 8 号
昭和 61 年 6 月規則第 36 号 平成 5 年 6 月規則第 35 号
平成 9 年 3 月規則第 31 号 平成 10 年 3 月規則第 7 号
平成 12 年 3 月規則第 31 号 平成 13 年 3 月規則第 19 号
平成 15 年 3 月規則第 15 号 平成 17 年 3 月規則第 15 号
平成 24 年 10 月規則第 59 号 平成 30 年 6 月規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、旅館業許可申請書（様式 1）に、次の事項を記載した書類を添え保健所長に提出しなければならない。

- (1) 周囲 300メートル以内の見取図（その地域に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 28 条第 1 項及び同項規定に基づき風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 30 年北海道条例第 77 号）で規定する施設がある場合には、これらを記入）及び配置図
- (2) 設計概要書（客室及び主要部分の構造概要を記載）
- (3) 各階平面図（客室、出入口、窓、浴場、便所の数及び位置、各柱間の長さ等を明示し、玄関帳場又は玄関帳場等を有しない場合にあっては、札幌市旅館業法施行条例（平成 15 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号又は第 4 条第 2 項第 2 号に規定する事項を表示する場所を明示すること。）
- (4) 立面図（4 面以上で建築物、門及び塀の形態、意匠並びに色彩を明示）
- (5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）（床面積、受付窓口及び受付カウンターの大きさ等を明示）
- (6) 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）

第4条の3各号に規定する設備の配置図（玄関帳場を有しない構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）

(7) 営業施設の敷地内の屋外広告物の詳細図（設置箇所、形態、意匠及び色彩を明示）

(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要

2 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは前項に規定する書類以外のものの提出を求め、又は前項に規定する書類の提出を省略することができる。

3 保健所長は、第1項の申請に係る営業を許可したときは、旅館業許可書（様式2）を、不許可としたときは、旅館業不許可通知書（様式3）をそれぞれ交付する。

（営業承継の承認申請）

第3条 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする者は、旅館業承継承認申請書（様式4）を保健所長に提出しなければならない。

2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書（様式5）とする。

3 保健所長は、第1項の申請を承認したときは旅館業承継承認書（様式6）を、不承認としたときは旅館業承継不承認通知書（様式7）をそれぞれ交付する。

（変更等の届出）

第4条 省令第4条の規定による変更、停止又は廃止の届出は、旅館業許可申請書記載事項変更届（様式8）、旅館業停止届（様式9）又は旅館業廃止届（様式10）を保健所長に提出して行わなければならない。

2 前項の規定により営業の停止に係る届出を行った者は、その営業を再開するときは、あらかじめ旅館業再開届（様式11）を保健所長に提出しなければならない。

3 保健所長は、前2項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（水質基準）

第5条 条例第10条第1項第2号エの規則で定める水質基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、第1号アからエまで並びに第2号ア及びイの基準を適用しないことができる。

(1) 原水、原湯、上り湯及び上り水

ア 色度 5度以下

イ 濁度 2度以下

ウ 水素イオン濃度 PH値5.8から8.6まで

エ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中10ミリグラム以下

オ 大腸菌群 50ミリリットル中不検出

カ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満

(2) 浴槽水

ア 濁度 5度以下

イ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中25ミリグラム以下

ウ 大腸菌群 1ミリリットル中1個以下

エ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満

(宿泊者名簿)

第6条 省令第4条の2第3項第2号の規定による宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の年齢、宿泊日時、前宿泊地、出発日時及び宿泊後の行先とする。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第59号)～附 則 (平成10年規則第7号) 省略

附 則 (平成12年規則第31号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の札幌市興行場法施行細則、第2条の規定による改正前の札幌市公衆浴場法施行細則、第3条の規定による改正前の札幌市旅館業法施行細則、第4条の規定による改正前の札幌市温泉法施行細則及び第5条の規定による改正前の札幌市化製場等に関する法律施行細則の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの規則の施行の際現に印刷済のものは、当分の間必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成13年規則第19号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による改正前の札幌市旅館業法施行細則の規定に基づき作成された旅館業承継承認申請書の用紙でこの規則の施行の際現に印刷済のものは、当分の間必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成15年規則第15号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 15 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規則第 59 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市旅館業法施行細則第 4 条第 1 項の規定により営業の停止に係る届出を行った者が、この規則の施行の際現に当該届出に係る営業の停止をしている場合において、公布の日から起算して 30 日を経過する日までの間に営業を再開するときは、改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則 (平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 1

旅 館 業 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
申請者
氏 名
生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

旅館法第 3 条第 1 項の規定により、許可を受けたいので申請します。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種別
- 3 営業施設が旅館業法施行規則第 5 条第 1 項に該当するときは、その旨
- 4 旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 5 客室数及び定員 室 名
- 6 寝具の種類及び数量

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

旅 館 業 許 可 書

第 号
年 月 日

殿

札幌市保健所長

印

年 月 日申請のあつた旅館業の営業については、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 客室数及び定員 室 名

様式 3

旅 館 業 不 許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

様

札幌市保健所長

印

年 月 日申請のあった旅館業の営業については、次の理由により許可をしないことと決定したので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。

記

(理由)

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

様式 4 (その 1)

旅館業承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

申請者 事務所所在地
法人の名称
代表者の氏名

旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、承認を受けたいので申請します。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 合併により存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 4 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 5 合併又は分割の予定年月日
- 6 旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

注 1 合併又は分割により設立される法人が申請する場合にあっては、申請者の欄には申請の際に予定されている事務所所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 この申請書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4 (その 2)

旅館業承継承認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

申請者 住 所
氏 名
生年月日

旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、承認を受けたいので申請します。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 被相続人の氏名及び住所
- 4 被相続人との続柄
- 5 相続開始の年月日
- 6 旅館業法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

注 この申請書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5

旅館業営業者相続同意証明書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

証明者 氏名 ⑩

次のとおり旅館業の営業者について相続がありましたことを証明します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

- (注) 1 証明者の氏名の部分は、旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。
- 2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

旅 館 業 承 継 承 認 書

第 号
年 月 日

殿

札幌市保健所長

印

年 月 日申請のあつた旅館業の承継については、旅館業法第3条の2第1項（第3条の3第1項）の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条件

様式 7

旅館業承継不承認通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市保健所長

印

年 月 日申請のあった旅館業の承継については、次の理由により承認をしないことと決定したので、旅館業法第3条の2第2項（第3条の3第3項）において準用する同法第3条第5項の規定により通知します。

（理由）

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

様式 8

旅館業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者
住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

旅館業許可申請書の記載事項を変更したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 変更年月日
- 4 変更事項（構造設備にあつては、新旧対照図面を添付してください。）

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 9

旅 館 業 停 止 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

営業の全部（一部）を停止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 停止年月日及び停止期間
- 4 停止の理由
- 5 一部停止の場合にあつては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 10

旅 館 業 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

営業の全部（一部）を廃止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 一部廃止の場合にあつては、その廃止部分及び廃止に伴う措置

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 1 1

旅館業再開届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

営業の全部（一部）を再開するので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 再開年月日
- 4 一部再開の場合にあつては、その再開部分
- 5 引き続き停止している部分がある場合にあつては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。